

湖西市事業用低公害車購入等費用支援補助金 ご利用の手引き

○事業者用低公害車補助金について

事業者の低公害車の導入を積極的に支援することにより、脱炭素化を推進して地球温暖化防止に寄与するため、市内の事業所で使用する低公害車を購入又はリース(サブスクリプション含む)した事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することになりました。
ただし、補助金は1事業者につき同一年度の間において1台を限度とします。

○申請書の受付期間及び対象

4月 1日 ~ 3月31日 (必着)

上記の期間内で、低公害車の**新車登録日が当年度内のものが対象**となります。

○提出方法

低公害車の登録後の申請となります。窓口へ持参、郵送、オンラインのいずれかでご提出ください。

▶窓口へ持参

湖西市役所 環境課 脱炭素推進室 (市役所1階)の窓口へ提出してください。

※土日祝日等閉庁日を除く開庁時間帯

▶郵送(3月31日必着)

下記の宛先へ簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(宛先)

〒431-0492 湖西市吉美3268

湖西市 環境課 脱炭素推進係 宛

▶電子申請

下記のURLまたは右の二次元コードから申請してください。

<https://logoform.jp/form/oU27/1118279>



○補助対象事業者

補助金の対象になる事業者は、市内に事務所又は事業所を有する事業者であって、以下のすべての項目に該当する事業者です。

- ・ 自らの事業の用に供する目的で、新規登録により市内を使用の本拠とする低公害車を購入し、又は3年以上のリース契約をした事業者。
- ・ 市税を滞納していない事業者

○補助対象低公害車

◇燃料電池自動車

四輪以上の検査済自動車であり、その自動車検査証に「燃料電池車」と記載されているもの

◇プラグインハイブリッド自動車

四輪以上の検査済自動車であり、その自動車検査証ににおいて燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているもの

◇電気自動車

四輪以上の検査済自動車であり、その自動車検査証ににおいて燃料の種類が「電気」と記載されているもの

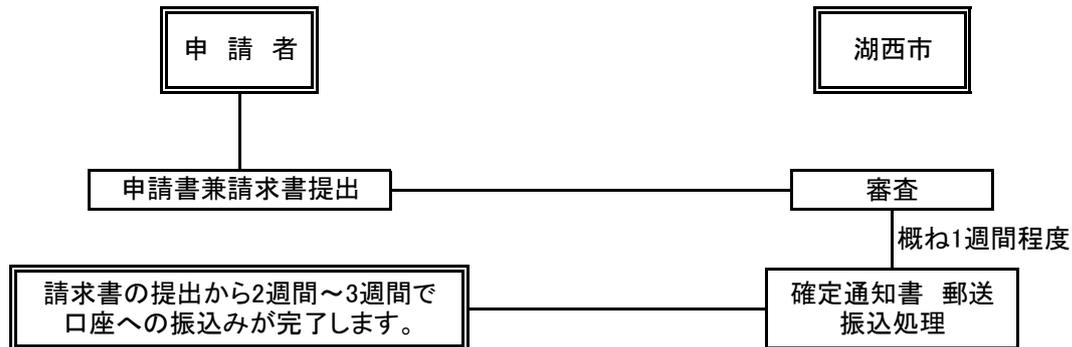
◇超小型電気自動車

道路交通法施行規則別表2のミニカーのうち、定格出力が0.25kWを超え0.6kW以下の電動機を有する四輪以上のものであり、湖西市税条例に規定する証明書にミニカーと記載されているもの

○補助金額

- ・ 燃料電池自動車 150,000円
- ・ プラグインハイブリッド自動車・電気自動車・超小型電気自動車 50,000円

○申請の手順



○提出書類

申請書(様式第1号)に下記の書類を添付して提出してください。※書類は**A4サイズ**に統一してください。

- ・ 購入費に係る内訳を含む見積書又は請求書の**写し**
- ・ 領収書の**写し**
- ・ 車検証の**写し**
- ・ 車検証記載事項証明書の**写し** } ※(超小型電気自動車の場合)標識交付証明書の**写し**
- ・ (法人の場合)法人市民税の領収書の**写し**若しくは法人市民税の納税証明書
(個人事業主の場合)所得税の申告書の**写し**
- ・ 市税の滞納等がない証明書(申請日から過去1か月以内に発効されたものに限る。)
- ・ (超小型電気自動車の場合)製造証明書又は販売証明書の**写し**
- ・ (車検証の所有者がローン会社の場合)ローン契約書の**写し**
- ・ (リースの場合)リース(サブスクリプション含む)契約書の**写し**

○添付書類注意事項

領収書

- ・ **現金払い分と同額の領収書**を添付してください。

請求書(又は見積書)

- ・ 請求書(又は見積書)は、**購入費の内訳がわかるように**記載してください。

書類の不備や不足がある場合は、申請を受理できませんので御確認のうえ提出してください。